

京都市立加茂川中学校 部活動運営方針

1 部活動のねらい

- 自主的・自治的な活動や集団を通して、規則を守り、責任を重んじ、社会人としてふさわしい資質を育てる。
- 友情を深め個性を伸張し、心身の健康を増進させる。
- 生徒相互・顧問と生徒の好ましい人間関係を育てる。

2 位置づけ

- 部活動は、本校の教職員と生徒とで活動するものであり、学校教育活動の一環として考え、生徒活動の一内容として位置づける。

3 部の成立

- 部員と顧問がいる場合は部として成立する。ただし、部員数が少ない場合、または顧問数不足の場合はその都度、職員会議で教職員が協議をする。
- (※部員数が少ない場合とは、部活動に支障をきたす場合をさす)

4 部員

- 1年生は4月当初の部活動オリエンテーション後、1週間程度を体験入部とし、部活動集会を経て本入部とする。(年度途中の変更は認めるが、3年間続けられる部を選び入部すること)

5 運営規定

(1) 活動期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、1年ごとに新しく組織する。

(2) 活動時間

活動は、下校時刻の15分前に終了すること。

土日祝および休業期間中の部活動の完全下校は午後5時とする。平日2時間程度、学校の休業日(土曜日・日曜日・祝日・長期休業期間等)は3時間程度を原則とする。

(3) 完全下校

下校時間は、午後5時45分とする。冬季(10月10日から2月末日)は午後5時15分とする。(変更時期については、状況に応じて連絡をする)

(4) 休養日

平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。

休養日の曜日については、各部の規定により定める。

大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(5) 活動休止

第1回職員会議(4月)

定期考查1週間前から終了日前日まで

学校閉鎖日

入学式・卒業式・体育大会当日

光化学注意報発令日・その他、学校体制・気象条件等で活動困難と判断した日

※尚、特別な配慮を要すると教職員が判断した場合は活動可能とする。

(6) 部費

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、1ヶ月1000円までを上限とし、保護者に対して会計報告を行う。